

詔証官任命(一書)

内閣人第一〇八号

起案 令和六年七月八日

決定 令和六年七月九日  
上奏 令和六年七月  
裁可 令和六年七月

施行 令和六年七月  
公布 令和六年七月

内閣総理大臣

西

内閣官房長官

若

内閣官房副長官

村井 森屋

内閣総務官

須藤

松本 国務大臣

西

武見 国務大臣

西

木原 国務大臣

西

高市 国務大臣

西

小泉 国務大臣

西

坂本 国務大臣

西

加藤 国務大臣

西

土屋 国務大臣

西

上川 国務大臣

西

齋藤 国務大臣

西

河野 国務大臣

西

林 国務大臣

西

鈴木 国務大臣

西

斉藤 国務大臣

西

新藤 国務大臣

西

松村 国務大臣

西

盛山 国務大臣

西

伊藤 国務大臣

西

自見 国務大臣

西

高等裁判所長官

中村

慎

最高裁判所判事に任命する

内閣

(九月二日以降)

内閣



2丁		裁 判 所														
八	〃	〃					七			〃	〃	〃	〃	平 成 五	年 号	
四	〃	五					四			一 一	〃	四	〃	四	月	
一	〃	二 六					一			一 四	〃	一 一	〃	一 二	日	
一等書記官を命ずる	ニュー・ヨーク着任	東京出発	る (併任の期間は平成七年四月三十日までとする)	総合外交政策局国連政策課国際平和協力室に併任す	二等書記官を命ずる	る	外務事務官(国際連合日本政府代表部)に転任させ	る	条約局の併任を解除する	る	総合外交政策局国連政策課国際平和協力室に併任す	外務事務官(条約局)に併任する	検事二級(東京地方検察庁検事)に任命する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	事 項
〃			〃					〃				外 務 省	法 務 省	最 高 裁 判 所		庁 名
中 村 慎																

3丁			裁 判 所												
〃			〃		〃				〃	〃	〃	〃	〃	平成九	年 号
五			四		〃				〃	〃	〃	〃	五	四	月
二七			一		一九				〃	一六	一五	一一	一〇	一	日
判事に任命する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	大阪地方裁判所判事補に補する	大阪簡易裁判所判事に補する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	辞職を承認する	帰朝（東京）	ニュー・ヨーク出発	帰朝を命ずる	事 項
内閣	〃		〃		最高裁判所				内閣	〃				外務省	庁 名

中 村 慎

4丁				裁 判 所											
〃	〃	〃			〃				〃			〃		平成一二	年 号
〃	〃	二二			一九				一五			一三		五	月
〃	〃	四			七				八			八		二七	日
〃	〃	一			一〇				一一			一		東京地方裁判所判事に補する	事 項
東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局総務局第一課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所事務総局総務局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局総務局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局総務局第二課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局総務局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局総務局第二課長を命ずる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する
〃	最高裁判所	内 閣	〃		〃				〃				最高裁判所		庁 名
															中 村 慎

5丁					裁判所										
二六			二五				二四						平成二二	年	
九	一〇		九	一			一二		九	〃	〃		五	月	
三	一〇		二〇	一			八		二四	〃	二七		二六	日	
最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を命ずる	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	部の事務を総括する者の指名を解く	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	事 項
最高裁判所	法務省	〃	〃	〃				〃		最高裁判所	内閣				庁 名

中村 慎

6丁						裁判所								
〃	〃	〃		〃	〃		〃			〃	〃	〃	平成二六	年
		四								三〇	二九	二七	二六	号
〃	〃	六		〃	〃		一〇			九	一〇	一〇	一一	月
〃	〃	二四		〃	二		三			一〇	一〇	一〇	一	日
法制審議会委員に任命する	東京高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	検察官特別任用分科会に所属させる	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する	最高裁判所事務総長に任命する		法制審議会幹事を免ずる		水戸地方裁判所判事に補する	水戸地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を免ずる
法務省	最高裁判所	内閣	法務省		最高裁判所		〃		最高裁判所		〃	法務省	最高裁判所	庁名

中村 慎

